

# 四万十市

No.34

2013. 8. 1 発行

# 議会だより



## もくじ

一般質問	.....	4 ページ
提出議案	.....	10 ページ
決議書・意見書	.....	11 ページ
議会基本条例案	.....	13 ページ

## 表紙写真

「楽しまんと！  
はた博プレイベント」  
(6月29日・30日：於 おまつり広場)

四万十市議会6月定例会は、6月14日に開会し、7月2日までの19日間の会期で開催されました。

今期定例会には、専決処分の承認1件、平成25年度補正予算6件、条例の制定等3件、工事請負契約等その他2件、人事案件として、副市長の選任2件、教育委員の任命3件、監査委員の選任1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問3件が提出され、慎重に審議を行いました。

一般質問では、13名が中平新市長の政治姿勢や選挙公約、地震津波対策、介護保険制度などについて質問しました。(詳しくは4ページから掲載しています)

## 特別職及び一般職員の給与を削減する特例条例を可決

これは、国からの要請に応じ、国家公務員の給与減額により、四万十市のラスパイレス指数が105になつたものを100にするため、市長等常勤の特別職及び一般職員の給与を時限的に減額するものです。減額期間は8月1日からの来年の3月31日まで。市長が10%、副市長・教育長が7%、一般職員が5.9%～2.43%の給与を減額します。

これに対し、「地方公務員の給与は地方自治法に基づき、地方が自主的に決定するもの。法的根拠もなく、人事院勧告無視の國の暴挙である給与分の地方交付税削減の不当性を認めることはできない」と坂本議員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で可決しました。



和賀副市長



中山副市長

## 副市長2名の選任を同意

杉本副市長の辞職に伴い後任の副市長として、水道課長の中山崇氏と国土交通省大臣官房技術調査課長補佐の和賀正光氏の選任について議案が提出されました。無記名投票の結果、賛成多数によりそれぞれ選任に同意しました。

## 一般質問

## 《通告表》

質問順位	質問者	答弁を求める者	質問要旨	質問順位	質問者	答弁を求める者	質問要旨
4	上岡礼三 (一問一答)	市教育長	1 市長の選挙公約について (1) あなたの目指す市長像について聞く (2) 産業振興計画について (3) 南海大地震対策について (4) 高齢者がかがやく街づくりについて 2 教育行政について (1) 文化を育む拠点づくりについて (2) 学童保育の拡充について (3) 県・指導主事の活用について (4) 中学校の給食実施について (5) 小中学校の統合について 3 環境整備について (1) 小京都にふさわしい環境づくりについて (2) 美しい街づくりについて	1	松田達夫 (一問一答)	市林業課長	1 市長の政治姿勢について (1) 元気な農業を取り戻すための施策とは 2 農業、農村所得倍増目標10カ年戦略について (1) 農地基盤整備について (2) 6次産業化の推進について 3 鳥獣害対策について (1) 鳥獣害対策について
5	小出徳彦 (一問一答)	所管課長	1 市長施政方針説明要旨について (1) 5つの重点施策について 2 西土佐総合支所の建替えについて (1) 今後の支所の機能について 3 西土佐地域における西ヶ方大学について (1) 今後の支援策について 4 観光振興事業について (1) サイクリングによる四万十観光への効果について	2	矢野川信一 (一問一答)	市農業委員会会長	1 市長の政治姿勢について (1) 夢とビジョンのあるまちづくりについて (2) 県計画第2期産業振興計画の推進について (3) 農林業の課題について (4) 新エネルギー「メタンハイドレート」対応について
				3	宮本博行 (一問一答)	市長	1 政治姿勢について (1) 市長と政党の関係について (2) 公約について 2 森林組合合併について (1) 市の対応について

③ 市議会だより――

質問順位	質問者	答弁を求める者	質問要旨	質問順位	質問者	答弁を求める者	質問要旨
11	坂本けい子 (一括質問)	市長	1 生活保護について (1) 生活保護法、及び四十万市の生活保護受給状況に対する市長の考えを聞く (2) 税と社会保障の一体改革審議が進められているが生活保護法の改悪についてどう考えるか。四十万市民に及ぼす影響をどう考えるか 2 選挙公約について (1) 中学校給食実施のめどを聞く (2) 市立中学校の再編計画と給食実施の関連を聞く 3 介護保険制度について (1) 「要支援1, 2」の保険給付対象はずしが15年4月から実施。市町村裁量の地域支援事業でカバーすると当市は進めていると聞くが「要支援1, 2」の求める日常生活支援が出来るのか。現在どこまで地域支援事業の検討が進んでいるか (2) 実施事業はどこを予定しているか	6	中屋和男 (一問一答)	所市管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 国・県・市連携について (2) 道路網の整備について (3) 中山間対策について 2 予防接種事業について (1) 子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨中止について 3 観光振興について (1) 「楽しまんと！はた博」について (2) 「アジサイ祭」について 4 市民スポーツの推進について (1) スポーツ推進委員制度について
12	川村一朗 (一括質問)	教育長	1 生活習慣病の低年齢化対策 (1) 調査・指導を 2 市長の政治姿勢 (1) アベノミクスが及ぼす市民への影響 (2) 選挙公約について	7	濱田裕介 (一問一答)	市長	1 市長の政治姿勢について (1) 特定のイデオロギーへの偏見について (2) 歴史認識について (3) 政策について (4) 原発関連、クリーンエネルギーについて (5) 市民病院関連 (6) 文化センターについて
13	岡崎裕 (一括質問)	所市管課長	1 市長公約について (1) 市民病院の健全化について (2) 24時間救急医療について 2 市民病院について (1) 市民病院改革プランの評価及び市民病院経営健全化計画について (2) 電子カルテについて (3) 病院機能評価について	8	稲田勇 (一括質問)	市長	1 市長施政方針 (1) 基本的な政治姿勢について (2) 副市長二人について (3) 中学校卒業までの医療費無料化について 2 市長選挙法定ビラについて (1) 「時計の針が止まった4年間だった」とは何を指すのか
				9	藤田豊作 (一括質問)	市長	1 市役所駐車場の管理について (1) 本年4月から実施した市役所24時間駐車と関係住民との対応は、万全かを問う 2 市長の政治姿勢について問う (1) 入札参加資格について
				10	安岡明 (一括質問)	教地市震防災課長 保健学校教育課長	1 市長の政治姿勢 (1) 市長の市政刷新への抱負は (2) 課題克服の旗印について 2 南海トラフ巨大地震津波対策 (1) 課題克服推進の取組みは (2) 避難所の諸課題への対策 (3) 避難勧告・指示の発令は 3 市財政維持健全化の方向性 (1) 市民病院の維持発展について (2) 活力ある市財政推進について (3) 観光産業の振興について 4 教育改革の推進 (1) 市長の教育改革への考えは (2) 学校教育の課題克服は 5 高齢者問題への取組み (1) 高齢化社会への対応について

※氏名の下の( )書は、質問方式(一問一答質問方式か一括質問方法かは、議員が選択します)

## 政治姿勢について



松田達夫議員

**質問** 選挙中、元気な農業を取り戻すための施策として営農指導販売力の強化を訴えてきたがその強化策の中身について問う。

**答弁** 市としては平成26年当初から営農指導体制の強化を進めるとべく人員配置を行う。現時点では府内に置くのか外郭団体に置くのかは決めていないが中村地域は営農指導全般ができる〇Bのような人を雇用し、西土佐地域は農家の中から篤農家を選び営農指導を強化する。販売力については地産地消、地産外商

**答弁** 大事な施策であり関係機関と連携して取り組む。青年部活動が私の原点であり、自ら若い世代と一緒に育成に努めたい。

**質問** 市長は振興計画策定に意欲を燃やしているが農業者の組織であるJAとの連携をより一層深めるべきでないか。

**質問** 山間地域から獸害対策について多くの要望を受けたと思うが市長としての考え方を問う。

**質問** 市長公約の「夢とビジョンのあるまちづくり」を進める為の市総合計画のスケジュールは。

**答弁** 市総合計画は最も重要な市の指針。2013年度内に基本構想に着手し、14年度は基本計画の審議を経て、12月議会への議案提出を目指す。

**質問** 産業振興計画への取り組み方策を聞こう。

**答弁** 市独自の産業振興計画は13年度内に策定したかつたが詳

**質問** 県はユズをフランスやシンガポールへ販売強化を図ることだが、四万十市産の輸出もぜひ。又県独自の品種ブシュカンの振興も。

**答弁** ユズの振興は関係機関で取組んでおり、販路拡大を図る。ブシュカンは農商工連携事業で良さを認めしており、流通未知数だが、新作品で有望だと思う。ブランド化も検討する。

**鳥獣の捕獲は市内一円とすべき**

**質問** 鳥獣害対策は積極的に取り組み現在

**質問** 国は経済産業省において既に研究調査を進めており最近の報道では2018年度を目途に技術整備をし、成長戦略の軸に据える方針だと発表されている。市長の認識を問う。

の観点から外に打つて出て、そこで販路の開拓をしたい。

約の面から市の事業については当然加わつてもらう。これからは農家、J A、行政の幹部の方々による懇親会を開き、ある一定の指向性を示したのち一体となつて農業振興を図りたい。



午野川信一議員

擲げだしたのは、お嬢様の手

捕獲区域を地区に限定しているが、市内二円に広げよ。

**答弁** 市内一円又は西  
土佐地区、中村地区で  
の許可の要望がある  
獣友会と協議を行う。





⑦ 市議会だより

## 市長の政治姿勢について



濱田裕介 議員

**質問** 市長は特定のイデオロギーに対し、偏見もしくは特別な感情を持つているか。  
**答弁** まず第一に市民目線であることが大切と考へる。その観点で判断して、市民にとって有益であるのなら、誰の意見であれ取り入れるべきと考えるので、特定のイデオロギーに対する偏見はない。

**質問** 原発関連について  
**答弁** 四万十川アベールについてどのように考へるか。

**質問** 原発関連について  
**答弁** まず原発は国策であることと、経済に与える影響や代替エネルギー等、総合的な判断が必要なため、一言で賛成とか反対とか答えられる問題ではない。ただ原子力に頼らないエネルギーになるというのは人類共通の願いであるとは考へる。

**質問** 中学校卒業までの医療費無料化を実施すると選挙公約で言われているが、いつまでに実現するのか。

**質問** 澤田市政時代に2人助役制が導入された時、市長を先頭に事業を推進すべきだと反対した経緯があり、今回もその考えに変わりはない。国から招く副市長の任務は何か。

**質問** 射能検査システムの導入を、県に強く働きかける考へはないか。

**質問** 田中市政の4年間は毎年200億円前後の予算を執行し、地震防災対策など様々な事業を実施してきた。具体的に何が止まつていたのか。

**質問** 保健・予防活動は評価するが、国・県との関係、近隣自治体との連携が十分でなかつたと聞いている。

**質問** 県・国との連携が出来てなかつたといふが、例えば下田・八東地区には国・県と連携して津波避難タワー等を建設し、事業に必要な予算を確保している。「止まつた」との批判は事実ではない。

**質問** 確かに、避難タワー等には国の予算も入つてゐるが、これは確認団体の法定ビルであり、私は市全体のことを見て頑張つていただきたい。

## 子ども医療費無料化の早期実現を



稲田 勇 議員

**質問** 中学校卒業までの医療費無料化を実施すると選挙公約で言われているが、いつまでに実現するのか。

**質問** 澤田市政時代に2人助役制が導入された時、市長を先頭に事業を推進すべきだと反対した経緯があり、今回もその考えに変わりはない。国から招く副市長の任務は何か。

**質問** 射能検査システムの導入を、県に強く働きかける考へはないか。

**質問** 田中市政の4年間は毎年200億円前後の予算を執行し、地震防災対策など様々な事業を実施してきた。具体的に何が止まつていたのか。

**質問** 保健・予防活動は評価するが、国・県との関係、近隣自治体との連携が十分でなかつたと聞いている。

**質問** 県・国との連携が出来てなかつたといふが、例えば下田・八東地区には国・県と連携して津波避難タワー等を建設し、事業に必要な予算を確保している。「止まつた」との批判は事実ではない。

**質問** 確かに、避難タワー等には国の予算も入つてゐるが、これは確認団体の法定ビルであり、私は市全体のことを見て頑張つていただきたい。

「時計の針が止まつた4年間」とは

質問

田中市政の4年間

間は毎年200億円前後の予算を執行し、地震防災対策など様々な事業を実施してきた。具体的に何が止まつていたのか。

**質問** 保健・予防活動は評価するが、国・県との関係、近隣自治体との連携が十分でなかつたと聞いている。

**質問** 県・国との連携が出来てなかつたといふが、例えば下田・八東地区には国・県と連携して津波避難タワー等を建設し、事業に必要な予算を確保している。「止まつた」との批判は事実ではない。

**質問** 確かに、避難タワー等には国の予算も入つてゐるが、これは確認団体の法定ビルであり、私は市全体のことを見て頑張つていただきたい。

## 市役所駐車場の24時間開放の管理について



藤田豊作 議員

質問 昨年12月から実施し市役所の24時間駐車は朝までの騒音で近隣住民より安眠が出来ず疲労困憊と辛抱も限界にき

ては、試行期間中に1件、本格実施となつた4月以降が2件の計3件ありました。看板の設置や職員による注意により対応している。一方、庁舎や駐車場の破損件数については、19件あつたものが24時間開放後は1件と大幅に減少しております。開錠をしており、開錠をしつこく迫る泥酔者等から苦情件数についても24時間開放後はなくなっています。市役所駐車場は、中心市街地の活性化や賑わいの区長をはじめ6商店街振興組合、警察、ハイヤータクシー組合、民間駐車場関係者等

のご意見をお伺いし、住民の方々との話し合いは行っていない。

この間の苦情については、試行期間中に1件ありましたが、看板の設置や職員による注意により対応している。一方、庁舎や駐車場の破損件数については、19件あつたものが24時間開放後は1件と大幅に減少しております。開錠をしており、開錠をしつこく迫る泥酔者等から苦情件数についても24時間開放後はなくなっています。市役所駐車場は、中心市街地の活性化や賑わいの区長をはじめ6商店街振興組合、警察、ハイヤータクシー組合、民間駐車場関係者等

うした機能を維持しながら近隣の方々に迷惑をかけないよう

大事と考える。ただ一方で駐車車両のエンジン音による健康被害が起きているとい

うことであるので、近々、近隣住民に対する実態調査を行い、防音対策も含めた様々な対策を検討していく

ことである。そこで、近隣住民に対する実態調査を行い、防音対策も含めた様々な対策を検討していく



## 市長の政治姿勢



安岡 明 議員

質問 市長の「夢とビジョンのあるまちづくり」について聞く。

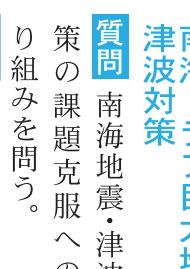
津波避難空間100%は26年度迄に約70路線で完成。耐震化率100%は、耐震診断の無料化を進め、県・

市民病院経営健全化は本年度から3年間の改革プランの中で基準外繰り入れなしで計上収支比100%を目指す。

急への道筋をつける。

の取り組みは、24時間救急は市政の課題。4年の任期中は無理。経営健全化にも医師・看護士の確保が難題。大学病院との連携を深め病院の維持発展と24時間救急への道筋をつける。

## 南海トラフ巨大地震・津波対策



安岡 明 議員

質問 南海地震・津波対策の課題克服への取り組みを問う。

市民病院経営健全化は本年度から3年間の改革プランの中で基準外繰り入れなしで計上収支比100%を目指す。

質問 市長の「夢とビジョンのあるまちづくり」について聞く。

地域で若者が多く生活出来る事が高齢者対策にも繋がる。

子供を産み育てられる環境づくりが必要。産業の振興により若者の雇用確保に取り組む。

課題克服に向けた諸課題対策は。

旗印の国旗・市旗の掲揚が必要では。成人式に市旗・国旗の掲揚がなく疑問に思う。今後は市庁舎についても市旗・国旗を掲揚していく。

質問 市財政の維持健全化

災害時の避難所の諸課題対策は。

県の地震津波新規想定や被害想定を受け、今年度地域防災計画改定業務の中で見直しを図る。

財政支援と「観光立市宣言」等優れた内容だが、農林業や福祉等多数ある中で観光だけに特化するのは難しい。観光を進めるうえでSKB提言を取り入れながらビジョンを立て取り組む。

※SKBとは、「四万十市経済・文化活性化計画書」の略称です。

⑨ 市議会だより

「田中市政になると生活保護が急激な増加の一途をたどった」表現について  
坂本けい子 議員

無駄な経費節減の一つであるかのような論議。地方自治体のさじ加減で生活保護の増大が起るような論議。受給者と非受給者同士の分断をあおるような文章で生活保護に対し住民の理解をゆがめることにならないか。

「ステイグマ」解消の市民教育を行う考えはあるか。

生活保護制度が改悪されても最後のセーフティネットである市民の生存権を脅かさないといえるのか。

下の市の平均より低く、「急激な増加」という表現は当たらない。国では、生活保護申請を難しくする法案審議が行われている。一方、活保護に対し「ステイグマ」（保護を蔑みや侮辱）と受け止める社会的風潮の解消を求める勧告が出されている。

国連の勧告について

は総コレステロール1.66%、貧血2.49%、心電図3.95%、中学生では総コレステロール3.04%、貧血1.7%、心電図5.17%だ。また、

あたかも市長の交代後、生活保護事務を意のままにしてきたかのような表現となつてはいるが、生活保護事務は憲法25条に基づき、国の事務代行であり、保護世帯は県下の市の平均より低く、「急激な増加」という表現は当たらない。国連からは、日本の生

活保護に対し「ステイグマ」（保護を蔑みや侮辱）と受け止める社会的風潮の解消を求める勧告が出されて



坂本けい子 議員

無駄な経費節減の一つであるかのような論議。地方自治体のさじ加減で生活保護の増大が起るような論議。受給者と非受給者同士の分断をあおるような文章で生活保護に対し住民の理解をゆがめることにならないか。

「ステイグマ」解消の市民教育を行う考えはあるか。

生活保護制度が改悪されても最後のセーフティネットである市民の生存権を脅かさないといえるのか。

下の市の平均より低く、「急激な増加」という表現は当たらない。国連からは、日本の生

活保護に対し「ステイグマ」（保護を蔑みや侮辱）と受け止める社会的風潮の解消を求める勧告が出されて

## 介護予防制度について

ならない。法が変わつても申請者の立場に立った福祉行政を行う。



「介護予防制度」はどのように運営されているのか。

25年度以内に検討を進める。健康福祉地域推進事業や、障害福祉施設の配食など、協力願えるなら、地域の力を活用していく。

県下最多の項目の検査を小学校で実施している土佐市では昨年の小学校5・6年生の検診で有所見者が血圧26.8%、尿酸値15.5%となっている。

本市での小・中学生の検査結果は、将来のリスクを考えると今すぐ食習慣を変える必要があるので料理講座などを行つては。

要再検・要精査であつたのは小学生では総コレステロール1.66%、貧血2.49%、心電図3.95%、中学生では総コレステロール3.04%、貧血1.7%、心電図5.17%だ。また、宿毛でバイオマス

川村一朗 議員

薬物乱用防止教室等も行つており、成人病の予防に関しても保護者とも連携を強めていく。

## 生活習慣病の低年齢化対策

事業が取り組まれる。木材の使用量は発電用に約9万3千トン、ペレットに1万トンの計画で、原材料の供給域は幡多全域となる。また、大豊町でも取り組まれるので、費用対効果等も考え今後研究する。

## 市長の政治姿勢について

アベノミクスの三本の矢は市民にとってどのように影響するか。

公約のうち任期中に実現する事業は、

アベノミクスの三本の矢は市民にとってどのように影響するか。

総合計画・産業振興計画を作り、中学生までの医療費の無料化。

川村一朗 議員

中学校の給食を必ず



## 選挙公約について

本質バイオマスの原材料と活用法を

使う。

## 市長公約について



岡崎 裕 議員

**質問** 市長は公約に市民病院健全化をうつてある。市長の考へる健全化とはどのような状態か。また、健全化に向けての4年間の計画は。

**答弁** 健全化とは、基準外繰出がなく単年度赤字を計上しない経常収支比率100%と考へる。医師確保と民間委託等の改革を進め、経営健全化を図っていく。

**質問** 本年、作成された市民病院について

**答弁** 改革プランの評価の提言を受け、「市民病院は市民の為の病院である」との意識を基に病院の基本理念を改正し、患者サービス向上、職員の意識改革に努め良質な医療を提供し信頼される病院を目指していく。

**質問** 本年9月に第一段階として患者サービス向上、医療安全の推進、業務効率の観点からオーダリングシステムを導入する。医師、看護師、コメディカル等の意見を聞き、経過を見ながら電子カルテ導入を考えていく。

**質問** 病院機能評価は職員の連携、協力、意識改革を促し病院改革に有効と考えるが審査計画は。

救急復活には医師確保が最重要と考える。私は経験、人脈等を生かしながら推進していく。

**質問** 電子カルテ導入の必要性を感じるが導入計画は。

## 議案

### 第1号議案 専決処分の承認を求ることについて

(全会一致原案承認)

(平成25年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第1号))

平成24年度決算において赤字となり、平成25年度予算を持って補てんしたもの

(前年度繰上充用金1億3,611万3千円)

### 第2号議案 平成25年度四万十市一般会計補正予算(第1号)について

(全会一致原案可決)

集落活動センター整備2,400万円、地方道路整備8,931万円、口屋内沈下橋修復

7,096万2千円、防災行政無線整備1億8,980万円、防災コミュニティセンター整備

6,400万円など、11億6,376万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を197億2,976万

9千円とするもの

### 第3号議案 平成25年度四万十市下水道事業会計補正予算(第1号)について (全会一致原案可決)

下水道建設費など5,390万円追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,543万1千円とするもの

### 第4号議案 平成25年度幡多公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)について(全会一致原案可決)

耐震診断委託料523万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,070万1千円とするもの

### 第5号議案 平成25年度四万十市鉄道経営助成基金会計補正予算(第1号)について(全会一致原案可決)

基金積立金2,605万4千円、経営助成補助金2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,227万4千円とするもの

### 第6号議案 平成25年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第1号)について(全会一致原案可決)

⑪ 市議会だより

	地域介護・福祉空間整備補助3,000万円、介護基盤緊急整備補助6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,550万6千円とするもの	
第7号議案	平成25年度四万十市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について(全会一致原案可決) 後川簡易水道施設整備1億4,486万6千円、西部統合簡易水道施設整備1,139万円、大宮統合簡易水道施設整備3,335万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億9,543万円とするもの	
第8号議案	四万十市総合計画審議会設置条例 (全会一致原案可決) 社会情勢の変化や主要課題に対応した「新たな町づくりビジョン・指針」として、四万十市総合計画を策定するため、学識経験者や市民により構成する附属機関を設置するもの	
第9号議案	四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例(全会一致原案可決) 平成25年度から消費生活センターの業務が幡多広域町村圏事務組合に移管されたことにより、消費生活相談員を条例の規定から削除するもの	
第10号議案	工事請負契約について (全会一致原案可決) 西土佐総合支所等庁舎建設事業第1期工事(建築主体工事)について、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求めるもの	
第11号議案	四万十市過疎地域自立促進計画の一部変更について (全会一致原案可決) 四万十市過疎地域自立促進計画において、西土佐地域の事業計画に集落活動センター施設整備と運営支援事業を追加するもの	
第12号議案	四万十市特別職及び一般職の職員等の給与の特例に関する条例 (賛成多数原案可決) 国からの要請に応じ、国家公務員の給与減額に準じて、常勤の特別職及び一般職員の給与を时限的に削減するもの	
第13号議案	副市長の選任について(中山 崇) (無記名投票(賛成20票、反対0票)原案同意)	
第14号議案	副市長の選任について(和賀正光) (無記名投票(賛成16票、反対4票)原案同意)	
第15号議案	教育委員会委員の任命について(野中正廣) (無記名投票(賛成18票、反対2票)原案同意)	
第16号議案	教育委員会委員の任命について(藤倉利一) (無記名投票(賛成16票、反対4票)原案同意)	
第17号議案	教育委員会委員の任命について(上村賀予) (無記名投票(賛成20票、反対0票)原案同意)	
第18号議案	監査委員の選任について(西浦 茂) (無記名投票(賛成20票、反対0票)原案同意)	
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて(竹田元久) (全会一致原案同意)	
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて(遠近準二) (全会一致原案同意)	
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて(菊地清人) (全会一致原案同意)	

## 決議書

◎橋下徹維新の会共同代表の「慰安婦」発言の撤回と謝罪を求める決議  
(賛成少数否決)  
(提出者…濱田裕介ほか8名)

## 意見書

○日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書  
(賛成多数可決)  
(提出者…稻田 勇ほか9名)

2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋は見えていない。アメリカ・ロシア間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界には1万9千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる緊張に見られるように、新たな核開発の動きも続いている。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま核兵器を持つ数カ国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、そのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、第3回準備委員会をはじめ核軍縮・廃絶と安全保障にかかる諸機関で、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望する。

[提出先] 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣

○来年4月からの消費税率引き上げのを中止することを求める意見書 (賛成少数否決)  
(提出者…坂本圭子ほか8名)

○TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加に反対する意見書 (賛成多数可決)  
(提出者…川村一朗ほか7名)

安倍首相は3月15日にTPP交渉への参加を表明しました。その理由として日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」から国益を守ることが可能としている。

しかし、「日米共同声明」は、「TPPのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成すること」を明記しており、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃をすることにある。

TPPは、農業や食の安全、医療、官公需発注、ISD条項など多岐に及びますが、政府の言う国益が守られる保障はありません。

政府は、TPP参加表明とあわせて影響試算を発表した。試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産(GDP)を0.66%押し上げ、3兆2000億円の経済効果があるとし、米など主要な農産物の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしている。試算そのものの信憑性も問われていますが、効果が少なく、農業への打撃をはじめ失うものが余りにも大きいと言わなければなりません。

特に中山間地を多く抱える本県では規模の拡大が困難で、過疎化や高齢化に加え輸入農産物との価格競争により米の価格等が下落し、県内の農林水産物の生産額は158億円減少(高知県の試算)し、生産者の所得確保が困難になり、多くの離農者と耕作放棄地の発生、ひいては集落機能の維持さえ困難になる。

TPPについて安倍首相は「国家100年の計」としていますが、国民に情報が開示されず、国民同意もないまま拙速にTPPに参加しないよう強く要望する。

[提出先] 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣

(13) 市議会だより

## 議会基本条例とは

議会基本条例は、地方議会の最高規範といえる条例であり、議会と議員の活動原則や市民参加を推進することを明文化しています。

議会基本条例を制定することで、議会の議論を活発にし、開かれた議会づくりを推進し、市民の意見を集約することにより、市民の負託にこたえる議会の実現を目指します。

四万十市議会では昨年の6月定例会で議会基本条例制定特別委員会を設置し、議会基本条例制定に向けて、協議を重ねてまいりました。

条例に盛り込むべき政治倫理、議会報告会の義務化、市長等への反問権の付与、議長立候補制などの条文について検討を行ってまいりました。

その結果、基本条例の素案も固まつてまいりましたので、今回議会だよりに掲載し、市民の皆さんのご意見をお聴きすることにいたしました。

なお、市民対象の説明会は次のとおり開催します。

8月26日(月)

・中村地域 中央公民館1階大会議室

午後7時から

・西土佐地域 ふれあいホール 大ホール

午後7時から

四万十市議会基本条例  
素案(全文)解説

目次  
前文

第1章  
目的(第1条)

第2章  
議会及び議員の活動原則

(第2条 第4条)

第3章  
市民と議会の関係(第5条)

第4章  
市長等と議会の関係  
(第6条 第9条)

第5章  
自由討議による政策決定  
(第10条)

第6章  
議会及び事務局体制  
(第11条 第15条)

第7章  
災害時の対応(第16条)

第8章  
政治倫理(第17条)

第9章  
政務活動費(第18条)

第10章  
議員定数及び議員報酬(第19条 第20条)

第11章  
最高規範性と見直し手続  
き(第21条 第22条)

四万十市は、市民憲章にうたわれているように、日本一の清流四万十川の美しい自然と、先人の残した誇り高き文化を継承し、四国西南地域の拠点都市として発展してきました。

地方自治体は選挙で選ばれた議員により構成された議会と、選挙で選ばれた市長が、市民を代表する二元代表制により、それぞれの役割を果たすことで、住民自治を進めています。議会はその一翼を担う重大な責務があることを認識しなければなりません。

平成12年4月に地方分権の一括法が制定され、四万十市の行うすべての事務について議会の権限が及ぶことになり、議会の果たす役割はますます大きくなつてきました。

議会改革にあたつては、多様な市民の意見を聞き、議会としての特性を生かし、公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めて行かなければなりません。

### 【解説】

地方分権一括法の制定により、議会の果たす役割は大変大きくなっています。

その責任と役割を果たすため、市民参加や情報の公開を基本として、取り組んでいくことを表明したもののです。あわせて、議会として議員として活動していくための基本的事項を定めたものです。

### 第1章 目的

この条例は、議会及び議員の責務を明確にするともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地

方自治法の本旨に基づく市民の負託にこたえ、もつて市民福祉の向上及び市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 【解説】

市民から選挙により選ばれた議員により構成される議会が、憲法第92条の「地方自治の本旨」すなわち「地方の行政は原則として地方の住民自らの責任と負担において、地方公共団体の事務として処理されるべきである。」との地方自治の基本原則に基づいて、市民からの負託にこたえる議会を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与するという、条例の目的を定めています。

## 第2章

(議会及び議員の活動原則)  
(議会の活動原則)

- (1) 市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視すること。
- (2) 議決責任を常に自覚し、市民に対して積極的な情報公開を図り、説明責任を定めています。

議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

議会は、市民から選挙により選ばれた議員により構成される市民の代表であり、市民に対し活動を報告する責務があります。また、議会には、市長等の市政運営を監視、評価することに加え、自らも政策立案や提言等を行うことが求められています。ここでは、議会の活動原則について定めています。

(議員の活動原則)  
第3条

- (1) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならぬ。

議会は多数の議員で構成される合議体であり、議員が相互に自由な討議をすることで、議会は多様な意見を集め、市政へ反映させていくことができます。議会の役割を果たすため、議員相互の自由討議を尊重しなければならないことを定めています。

## 【解説】

本会議や委員会等の議会活動で重要な役割を果たしている会派について定めています。

議員集団として、会派を結成し活動できることを定めています。

議会において政策立案、提言等を行う場合、議員間の合意がなければ多数決で決することになるため、必

## 【解説】

- (3) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努め、市民の多様な意見を把握したうえで政策立案、政策提言等に取り組むこと。
- (4) 議員間の自由な討議の場を設けるよう努める

## 【解説】

## 【解説】

- 議会は、市民から選挙により選ばれた議員により構成される市民の代表であり、市民に対する活動を報告する責務があります。また、議会には、市長等の市政運営を監視、評価することに加え、自らも政策立案や提言等を行うことがあります。

議長、副議長の選出にあたっては、市民に対して透明性を確保すること。

議員は、議会活動を行うたつては、所信表明の機会の提供や選出過程の透明性の確保に努めることを定めています。

## 【解説】

議員は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて合意形成に努めるものとする。

市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。研修、調査研究等による不断の研さんによって自らの資質の向上に努める

機関として議決したものに対する責任を自覚し、議に把握し、市民全体の生決の過程及び結果について公開するなど、市民への説明責任を果たすことを定めています。

市政全般についての課題や市民の意見等を的確に把握し、市民全体の生活の向上に努めること。とは、議員活動において重要な事項であることから、それらを的確に把握し、市民の福祉の向上に努めること。また、自ら研修や調査研究等を行つて自己研さんによるようその機会を設けることを定めています。

## 【解説】

## 【解説】

議員は、議会活動を行うたつては、所信表明の機会の提供や選出過程の透明性の確保に努めることを定めています。

## 【解説】

議員集団として、会派を結成し活動できることを定めています。

## 【解説】

議会において政策立案、提言等を行う場合、議員間の合意がなければ多数決で決することになるため、必

要に応じて議会での合意形成に努めることを定めています。

### 第3章

#### 市民と議会の関係

- 第5条** 議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならぬ。
- 2 議会は、原則として、すべての会議を公開する。
- 3 議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るよう努めるものとする。
- 5 議会は前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議

#### 【解説】

主権者である市民と、市民から信託を受けた議員によって構成される議会との関係を具体化する方法等を定めています。

議会は、市民に開かれた議会を目指し、市民に対し議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすため、市民に議会の活動に関する情報を持てることを定めています。

議会は、議会活動を報告し、報告に対する市民の意見を聴取する等して、議会運営を改善することを定めています。

会活動を報告するとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

### 第4章

#### 市長等と議会との関係(市長等との関係の基本原則)

- 第6条** 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に關し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

第1項から第4項までの規定が実際に機能するように、市議会だよりの発行や議会報告会の開催等により、映させた政策提案の拡大を図ること定めています。

#### 【解説】

議会活動を報告し、報告に対する市民の意見を聴取する等して、議会運営を改善することを定めています。

議会は、議会活動を報告し、報告に対する市民の意見を聴取する等して、議会運営を改善することを定めています。

取り組むため、意見交換会の開催等により、市民が議会の活動に参加できる機会を確保し、市民の意見を反映させた政策提案の拡大を図ること定めています。

議会は、市長等との役割分担の関係を尊重し、それが独立の立場において互いにけん制し、均衡と調和の関係を保持しながら、市長等の事務執行の監視や評価を行うだけでなく、自らも議会独自の政策立案、政策提言等を行い、市政の発展に取り組まなければならぬことを定めています。

### 【解説】

- 第7条** 議会の会議における質疑応答(政策等の監視及び評価)
- 1 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。
- (1) 重要な施策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠

本会議の一括質問は、質問項目が多数、多岐にわたる場合には各自の案件に対する論点や争点が曖昧になり、傍聴する市民にも分かりにくくなることがあつたので、一問一答方式を選択できます。

本会議や委員会において、より議論を深めることを目的として、議員の質問、政策提言等に關し、市長等が議長や委員長の許可を受けて議員へ質問できることを定めています。



報活動に努めるものとす  
る。

(議会図書室)  
第14条

議会は、議員の調査研究

解說

講会は、講会広報紙を発行して、市民への活動の周知を行っていきます。

角言

広報紙の充実を図るため  
市民の意見を反映するよう  
努めることを定めています。  
議会は市議会だより等の  
広報紙の他にインターネット  
マスメディア等の多様な広  
報手段を活用して、多くの市  
民が議会や市政に関心を持  
つような広報活動に努める  
ことを定めています。

(議会事務局の体制強化)  
第13条 議会は、議会の政策立案等を補助する組織として議会事務局の体制強化に努めなければならない。

【解説】議会の政策立案等の機能を高めるために、議会に関する事務や議長や議員等の職務を補助する組織である議会事務局の体制強化に努めなければならぬことを定めています。

議会の様々な機能を果たしていくには、一定の予算が必要であることから、予算の確保への努力を規定したものです。

## 第8章 政治倫理 第17条

2 政務活動費の交付に關しては、別に条例の定めることによる。

〔解説〕 3 議員の定数は、別に条例で定める。

議員の定数については、議会運営が効率的、能率的に行われるかということは重要な視点ですが、その視点だけに偏ることなく、市民の代表機関としての議会が市民の意思を十分に把握

議員は、災害が発生した時には、市民の生命及び財産を守るため、市民とともに防災活動、減災活動を行うことを定めています。

第9章 政務活動費  
第18条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければなら

なるように定められなければならない。  
議会は、定数の改定にあたつては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努め

民とともに地域の防災活動及び減災活動に努めなければならない。

議員は、市民の直接選挙  
によって選出され、市民の  
代表者としての責務がある  
ことから、議員の遵守すべき  
政治倫理について定めて

**議員定数** 第19条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を反映して市議會に

2 とが予想される際には、地域の情報を把握し、災害の未然防止に努めなければならない。

議員は、地位利用の金品授受、公共工事の口利き職員の採用、昇進の推薦、職員の職務執行への不当介入等、自己の地位に基づく影響力を不正に行使

第0章 では、四十万市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年12月19日条例第3号）に定めています。

し、市政に反映させることができるよう定めなければならぬことを定めています。

議会は、定数の改定をするときは、公聴会制度の活用等によって広く市民の意見を聴取し、反映させるよう努めなければならないことを定めています。

議員の定数については、四十市議会議員の定数を定める条例(平成24年12月19日条例第1号)に定めています。

(議員報酬)  
第20条  
議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他の市議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

議員報酬は、議員提案に係る議員報酬の改定にあたっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。  
議員報酬は、別に条例で定める。

### 解説

議員報酬は、社会経済情勢や本市の財政状況等を踏まえて、議員の活動状況を反映したものであることを

主眼に定めなければならぬことを定めています。

議会は、議員提案によつて議員報酬を改訂すると

は、公聴会制度の活用等によつて広く市民の意見を聴取し、反映さるよう努めなければならないことを定めています。

議員報酬については、四十市議会議員の議員報酬に関する条例(平成17年4月10日条例第44号)に定めています。

議員報酬についても、公聴会制度の活用等によつて広く市民の意見を聴取し、反映さるよう努めなければならないことを定めています。

議員報酬についても、四十市議会議員の議員報酬に関する条例(平成17年4月10日条例第44号)に定めています。

### 2

議会は、この条例の目的達成の可否について、適宜、議会運営委員会で検証するものとする。

議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

### 【解説】

この条例の継続的な検証をするにあたっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならぬ。  
議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならぬ。

## パブリックコメント募集

### 編集後記

この条例は議会における諸規定の最高規範と位置づけています。選挙後、議員に対して、この条例の研修を速やかに行うことを義務付けています。

(提出方法)

事務局へ持参、郵便、FAX又は電子メール

(提出期限)  
平成25年8月16日(金)

盛夏の候、市民の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。中平市議会では13議員が一般質問を行い、政治姿勢や選挙公約等について論戦を行なわれました。では、現在、9月定例会へ向け最終報告書(案)を作成中であり、議会基本条例制定特別委員会は議会基本条例(案)を策定し、今回、掲載しております。

今年度の議会報告会は、9月定例議会終了後に開催を予定しています。

まだまだ暑い日が続きます。お身体を大切に

お過ごしください。

まだまだ暑い日が続くため、掲載して

おります。

（見直し手続き）

### 第22条

議会は、この条例の目的達成の可否について、適宜、議会運営委員会で検証するものとする。

(取扱い)

寄せられたご意見は、議会基本条例の参考とさせていただきます。

それに対する回答については、提出者にそ

れぞれ行うとともに、ホームページ等によ

り公開いたします。

この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

（送り先）

〒787-8501  
四万十市中村大橋通  
4丁目10番地

四万十市議会事務局  
FAX:341827

メールアドレス  
gikai@city.shimanto.lg.jp

編集委員会  
(議会運営委員会)

### 「お詫びと訂正」

2013.5.1に発行いたしました四万十市議会だよりに誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。  
・市議会だより④中、「上岡礼三議員」の一般質問の表題の訂正 (誤)市等の政治姿勢 → (正)市長の政治姿勢

委員長 稲田  
副委員長 宮崎  
委員 岩崎 平安川宮松藤田豊一  
委員 岡崎野岡村地達裕正 明朗昭夫作努勇

次回定例会は9月6日開会の予定です。傍聴において下さい。

(西土佐総合支所では1階市民室で視聴いただけます)